

小規模事業者登録申請要領（追加受付）

牛久市では、小規模な物品業務のうち30万円未満の軽易な契約について、市内に主たる事業所（本社）を置く事業者（有資格者名簿未登録者）の受注機会が得られるよう小規模事業者登録制度を設けております。市の契約に参加を希望する事業者は、次により申請書類を作成し提出して下さい。

1. 資格要件

この制度の適用を受けようとする者の資格要件は、牛久市内に主たる事業所（本社）を置き、有資格者名簿に登録されていない者で、次に該当しない者になります。

- (1) 牛久市内に主たる事業所（本社）を置いていない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ていない者
- (3) 有資格者名簿に登録されている者
- (4) 税金（市税）を滞納している者（誓約等による分納者、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、徴収の猶予を受けている者を除く）

2. 申請方法

小規模事業者登録申請書に「申請書類一覧」に掲げる書類を添付し総務部契約検査課に提出して下さい。

- (1) 申請方法 ①郵送 （書留または簡易書留、宅配便など）
 - ・ 封筒に「小規模事業者登録申請書在中」と朱書きしてください。
 - ・ 二重封筒にする必要はありません。
- ②持参
 - ・ 提出場所 牛久市役所本庁舎3階 契約検査課
 - 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分（土、日を除く）
 - ・ 持参当日は受領のみで、受付審査は行いません。

- (2) 提出部数 1部

3. 受付期間 毎月5日締め切り

4. 対象となる契約

物品業務のうち30万円未満の軽易な契約が対象となります。

この登録は必ずしも契約を約束するものではありません。

また、履行にあたっては直接履行が原則であり、牛久市契約規則その他関係法令に基づき履行することになります。

5. 資格の有効期間

認定日の翌月 1 日から 令和 4 年 9 月 3 0 日 まで

6. 名簿の公表

申請書を受理後、入札参加資格審査会にて判定し、認定登録者名簿を公表します。
認定登録の通知はしないので、後日、閲覧又は市ホームページで確認して下さい。

《申請書類一覧》

No.	区 分		様 式	備 考
1	原 本	小規模事業者登録申請書	市指定	実印捺印のこと
2		小規模事業者登録票	市指定	
3	原 本	使用印鑑届	任 意	契約書・請求書に実印と異なる印鑑を使用する場合
4	写し可	登記事項証明書 (個人の場合は身分証明書)		申請日前3ヶ月以内のもの
5	写し可	営業に関し必要な許可・認可 又は登録を証する書類		
6	写し可	直前1年分の財務諸表類		財務諸表類を作成していない場合は、確定申告書と事業所得に係る収支内訳書の写し・貸借対照表の写しを提出
7	写し可	納税証明書 (市税に未納がない証明書)	市指定	法人の場合は、法人に係る税と代表者個人に係る税の証明書を提出して下さい。 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、徴収を猶予されている者は、その旨記載のある徴収猶予通知書の写しでも可。

【問い合わせ先】

牛久市総務部契約検査課

電話 029 - 873 - 2111 (内線) 1031、1032

※問い合わせは電話でお願い致します。メールでの問い合わせには応じられません。